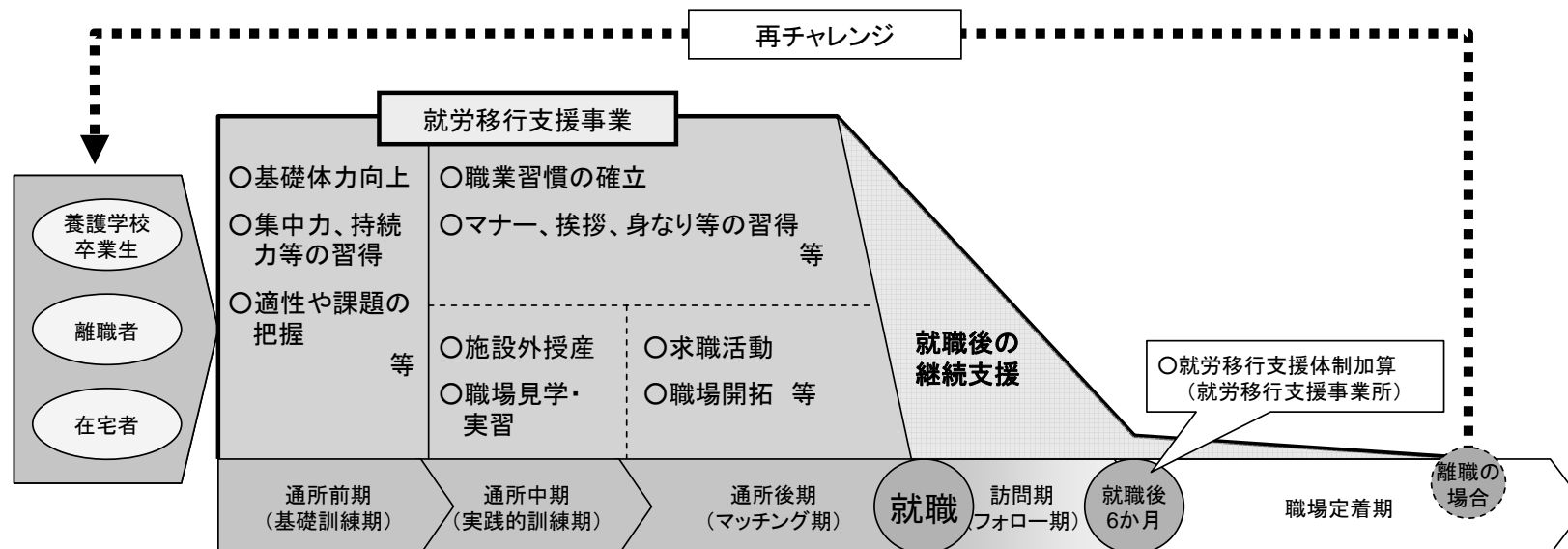


(3) 就労移行後の継続的な支援（フォローアップ）のあり方

現状

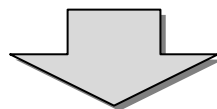
- 1 就労移行支援の利用により就職した者については、原則として就職後6ヶ月までの期間は、就労移行支援事業者が就職後の継続的な支援（フォローアップ）を行うこととしている。また、6か月以降の支援を、就労移行支援事業者が任意で行っている場合もある。
- 2 その他、フォローアップを含む就職している者の支援は、障害者就業・生活支援センターのほか、他の生活面のサポートを行う事業を行う事業者においても取り組まれている。

就労移行支援事業の流れ



課題

1. 就労移行支援は、全国で1,100カ所以上の事業者指定が行われており、就労移行者の累計数は今後も増加し続けていくことから、就労移行支援からの移行後6か月以降の者など、フォローアップを必要とする者の支援体制を確保していくことが必要。
2. その際、フォローアップを必要とする者が、いつでも必要なときに支援を求めることができるような配慮も必要と考えられる。



【論点(案)】

就職後一定期間経過後のフォローアップについて、対象となる者への支援の継続性や、生活面の支援を併せて必要とすること等にも配慮したサポート体制の充実を検討すべきではないか。

2 福祉的就労の在り方

(1) 就労継続支援B型の利用者像の明確化

現状

1. 就労継続支援B型は、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」を対象としている。
※ なお、就労移行支援は「一般就労を希望する者」を対象としている。
2. このため、特別支援学校の新卒者などの就労継続支援B型の新規利用については、現在は、就労移行支援を利用したうえでB型を利用することを原則としている。また、この場合の就労移行支援の利用は、暫定支給決定による利用でも良いとしている。

現行の就労継続支援B型の利用者像

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者（平成23年度末までの経過措置）